

諒解し得られることであらう。此の如く兩者は初めから性質の相違と共に、負擔に於ても著しく相違して居つたもので、この點に於ても截然區別のあることを知らねばならぬ。至元二十年に於ける站戸と鋪兵との一部分づつの入替は、こゝに記されたやうな兩者の間に存した不公平なる情態を整理する爲に行はれたに過ぎないのであつて、格別兩者の間に性質上相通ずる所があつた爲ではない。さうして站と鋪とは至る所互に相近接した地に位置したこと上述の如くであるから、その近接して存在する不公平の現象を、互の間に於て整理したに外ならぬと思はれる。

次に遞傳の方法については元典章や元史に可なり詳細な記事があり、さうしてそれが當時の西方旅行家の記して居る所とも大概一致して居る。今こゝに一々これを述べることは直接の目的でないから、單に曾て蒙古驛傳考に述べた所に關連する増補の範圍に止めて置く。

マルコ・ポロがその記事の中に *yamb* 卽ち站の事を記し、ついで急遞鋪に相當するものについて仔細に述べ、更にこれらの急遞鋪に於て、騎馬の使者が常置せられ、緊急の事件或は諸王の反叛を始め、危急の場合に於ける報道に備へられて居たことを記して居るけれども、それは必然站に置かれたものを誤つたものでなければならぬといふことは、既に蒙古驛傳考に於て指摘した通りである。マルコ・ポロはこの騎馬の使者が海青牌 (*gerfalcon tablet*) を携へたことを述べて居るけれども、急遞鋪兵は「長五寸、闊一寸五分、以綠油黃字書號」の牌を携へるに過ぎず、急遞鋪で遞送する文書中、特に至急を要する邊關急速の公事は、その文書を納めた匣子に依つて區別したに過ぎなかつたことは、元史兵史急遞鋪兵篇や、元典章三十六及び三十七の諸篇に見えて居ることで、これに依つてもマルコ・ポロのこゝに謂ふ騎馬の使者と急遞鋪兵との全然別のものであることを知り得るであらう。元史急遞